

## 会 議 録

会議の名称		令和2年度第3回つくば市学区審議会		
開催日時		令和2年12月25日（金） 開会 14:00 閉会 16:00		
開催場所		つくば市役所 コミュニティ棟1階 会議室1～3		
事務局（担当課）		教育局 学務課		
出席者	委員	相澤健太郎、仲村健、堀越直子、根本一城、舘智子、益子智史、芳土戸稔、桑原毅、木村眞一、横田章、宇都宮町子、渡邊周一、齋藤昭、飯沼正志、横山貴美子、木村晴美、毛利靖、山本美和、飯田哲雄、沼尻正則、島田常、塚崎征一、樋口直宏、藤井穂高		
	その他			
	事務局	吉沼局長、中山次長、澤頭企画監、江尻学び推進課長、飯泉教育施設課長、小菅教育施設課主事、間中学務課長、下田学務課長補佐、中山学務課係長、工藤学務課主任		
公開・非公開の別		<input checked="" type="checkbox"/> 公開	<input type="checkbox"/> 非公開	<input type="checkbox"/> 一部公開
		傍聴者数	5人	
非公開の場合はその理由				
議題		(1) 諮問事案について (2) その他について		
会議録署名人				確定年月日
				年 月 日
会議次第	1. 開 会 2. 会長あいさつ 3. 議 事 (1) (仮称)香取台地区小学校校開校に伴う通学区域について (2) (仮称)みどりの南小学校、みどりの南中学校開校に伴う通学区域について (3) (仮称)研究学園小学校、研究学園中学校開校に伴う通学区域について (4) その他			

#### 4. 閉 会

##### <審議内容>

##### 1 開 会

##### 2 会長あいさつ

##### 3 議 事

会 長：それでは会議の進行させていただきます。つくば市学区審議会条例第6条第3項の規定により、審議会の開催は、委員の過半数の出席が必要となりますが、本日は、現在委員 25 名中 22 名の出席により本会議を成立していることを報告させていただきます。それから傍聴者がいらっしゃるようですが、入室を許可したいと思います。今回はコロナ感染症の拡大を受けて、委員及び傍聴者への感染防止を最大限に考慮し、間隔を大きく開けているために、傍聴人数が前回よりも少ないということをご理解いただきたいと思います。どうぞお入りください。

議事に入る前に皆さんに一点お願いがあります。審議委員に対する誹謗中傷含む意見などが事務局等に寄せられていると聞いています。今後の審議に大きな影響を及ぼしうるといいますので、SNSなどによる誹謗中傷或いはそれを助長するような行為を行わないようお願いいたします。

それでは議事に入ります。本日の議事は、議事第1号の（仮称）香取台地区小学校校開校に伴う通学区域について、それから議事の第2号は、（仮称）みどりの南小学校、みどりの南中学校開校に伴う通学区域について、そして3番目が（仮称）研究学園小学校、研究学園中学校開校に伴う通学区域について、となっています。前回と同じように、時間を30分程度、それぞれの案件について、区切らせていただいて、残りの時間をまだ足りないところに充てたいと思いますので、議事進行につきましてもご協力よろしくをお願いいたします。

香取台については、第2回までの議論でも、それほど大きなご異論はなかったと思いますが、今回は香取台についてご意見があれば最初に承りたいと思いますので、どうぞご発言よろしく願いいたします。

委員：質問なのですが、まだ仮定の話だと思うのですが、現在新しい学区へ変わった後に、小学校の対象者はもちろんですが、そうすると中学校の区域を含めて変わるという認識でよろしいかというのが一点。途中で変わる場合には、その子たちに選択権があるのかなということ。私の地域ですと、高山中ですが、小学校の子たちが研究学園の方に行けば、おのずと研究学園の中学校に行くのかなという。新しいメンバーというか小さい子たちに関しては、フラットなところがあるということですが、今通っている子たちは、それがちょっと心配なのでというお声があったので。

会長：分かりました。今のは、香取台小学校とは別の面野井の方に関するご質問ですね。それはどうなりますか。

事務局：今のご質問ですが、面野井が研究学園小学校に指定されたときに、中学校がどうかということだと思うんですが、中学校は、指定学校も研究学園中学校になります。これは、今はまだ学区が決まっていないので何ともお話ししようがないんですが、学区が決まれば、当然指定します。それは在籍しているお子さん達、皆さん同じです。指定された上で、今の学校に引き続き残りたいということについては、その時に、個別の案件としてご相談いただくような形になります。基本的には、新しい学校に指定されて、新しい学校に行っていく。それが小学校だけではなくて、今回は中学校も同じ学区になりますので、小学校だけの指定ではなくなるような形になります。

会長：ということですか。よろしいですか。他にいかがでしょうか。よろしいですかね。特になければ、香取台のあたりは、次回に答申案等を作っていただきたいと思います。

それでは、議事第2号（仮称）みどりの南小学校、みどりの南中学校開校に

伴う通学区域についての意見をお願いしたいと思います。第2回の時に、教育委員会の原案とすると、みどりの中央を二つに分けるという原案でしたが、みどりの中央を全部、今まで通りのみどりの学園義務教育学校の方に行った場合の人数等についても、前回お示しいただきました。ここについて前回は、例えば他の用地はないのかとか、義務教育学校というくくりを解いてしまって、小学校だけにできないのかというような、様々なご意見をいただいているところでもあります。後で、教育委員会の方からも説明していただきますが、ご意見も多数寄せられているところですので、委員の皆様からのご意見についても、重ねてお伺いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

委員：前回の議事録が出ましてから、保護者の皆様からいただいた意見がありまして、6点ほど申し上げます。やはりすでにもう近いのに、お子さんや場所によっては片道60分、もしくは50分以上をかけて通学するのはどう考えても不条理であると、というのが1点。2点目が、みどりの中央を分断したとしても結局両校とも過大校になる。それは無意味なことであり、ここで、強引にと申しますか、住民説明会に持って行ったとしても到底住民の理解は得られず、そこで紛糾するのは明らかであるので再考を求めるとというのが2点目。3点目は、先ほど申し上げたように、両校とも過大校なのは明白であり、もう一校が絶対に必要である。4点目、みどりの2丁目の増加を見込んで、中央が分断されるのはおかしいのではないかと。もちろん、みどりの南も増加傾向にあるのは承知していますが、そうであれば、みどりの2丁目が増える、みどりの南も増えるのであれば、みどりの2丁目側もしくは陣場付近など、国道354号線以北にもう一校を作るべきである。もう1点は、今までにも関連するのですが、端っこ過ぎてみどりの南の一部の住民しか利を得ない。そしてこれも多かったのですが、トンネルを通ることにより安全性の確保という点では、地上部を平常通り歩くのと比べると著しく危険性が増すのではないかと。特に、11月中旬ぐらいになると日暮れが早くて、6時間授業ですと4時ごろに終わる。そ

のあとですと、やはり薄暗くなり危険である。それに付随してバスをお願いしますと、そういったことも色々あるのですけれども、これは後程直接保護者の方の声をご提出差し上げると思いますが、大きく、今申し上げた6点。近いのにみどりの中央を分断することはというのと、2丁目の増加を見込んで分断するのがおかしい、両方が過大校になってしまう、端っこすぎる、トンネルを通るのが怖い、そういった点が挙げられております。全てを網羅して申し上げて、やはり場所がどうしてもよろしくないことによって、何で私たちがこんなに近いのにということが生まれているので、場所の再考と、もう一校が絶対的に必要であるというのが、皆さんの意見でございます。小中一貫校であることにこだわる方はいらっしゃると思うんですけど、それだけではなくて、子供たちの安心、安全とよりよい教育のために、学区のご再考ともう一校のことをお考えいただきたいというのが皆の意見でございます。よろしく願いいたします。

会 長：はい。ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

委 員：まとめていただいて、ご意見を発表いただきましたが、それに合わせて、安心安全というところが学校では、大変危惧しているところでありまして、先日保護者代表の方々と、別件で、交通安全のために信号とか歩道橋の要望に警察署に行って参りました。その時にお話いただいたのは、信号機や横断歩道を設置するには、お願いした年度はまず無理で、その次の年度も予算が決まっていたりするので、難しいこともあるということで、お願いした年度含めて2、3年は最低かかるようなお話がありました。緊急性のあることは別として、通常は時間がかかるようなお話をいただきまして、その学区割と共に、新しい学校ができた場合、通るであろう道の、子供たちの通学路の安全、横断歩道や信号機や看板等を、子供たちが開校して通学するまでには、ぜひとも整備してあげたいという気持ちが強くあります。ぜひ同時並行で進めて行って欲しいなというのを強く要望します。あと、みどりの学園が開校するときに、準

備委員会がありまして、皆様の本当にご尽力もありまして、ほぼ不自由なく学校の中の教材や施設等が整備されておりました。そういうものも、ぜひ学校側にも聞き取りをしていただきながら、整備等の充実を図っていただきたいなと考えております。よろしく申し上げます。

会 長：信号機、横断歩道の整備それから施設設備の整備ということなので、これはご要望ということで承らせていただきたいと思います。ここで、教育委員会の方に回答をお願いして、併せて今日の資料等もありますので、それについてご説明いただきましょうか。前回も話題になりましたけれども、今のお話にもありましたように、分断しても大規模校のままだから中央で分けた場合であっても、依然としてとても大きい学校になってしまっていて、他に場所はないのかというようなご意見を前回からもずっと出ているところですので、その辺り、回答も含めて資料のご説明をお願いしたいと思います。

事務局：それでは、場所については、この後ご説明させていただくということで、お手元に本日の資料1から9番までございます。そちらについてご説明させていただきます。資料1については、前回、ご要望がありました研究学園4丁目を現在の学園の森の学区とした案から、新設校にした場合の人数についてを計算した資料になります。1ページ目と2ページ目については、第1回目の時にお話させていただいた資料と変わりありませんが、みどりのの方で、令和12年度と15年度をつけたように、ピークの時と15年度の人数を約という形で今回おつけしております。そこが第1回目と変わったところです。今回新たにお話させていただいているのが、3ページ目4ページ目の数値が新たなものです。3ページ目は、研究学園4丁目を学園の森から除いた場合の学園の森の人数、4ページ目については、研究学園小学校に4丁目を入れた場合の人数としてあります。

会 長：今は、みどりのをやっているなので、資料もみどりのでお願いします。最初に質問がありましたので、その回答とそれに合わせて、今日の資料について

説明していただけますか。今説明していただいた資料1については、次の研究学園のときにまた説明していただきますので。

事務局：ご質問、ご要望の中にもありました通学路の部分、トンネルの部分に関しては、先ほどもございました通り、開校までに準備委員会では、今後もっと小規模な登校班で実際通るところからという形で要望も出していただく形になると思います。それは、ガードレールがない、つけて欲しいとか、街灯とか色々な要望があると思いますが、そういった要望を出していただいた上で、横断歩道、信号については、公安委員会、警察になっていきますし、それ以外のものは、管理が市なのか県なのかということもありますが、開校までには、色々なものを修繕して、追加で付けていただくように、市としても依頼し、何とかお願いしていくというような形になります。

それでは、みどりの資料2についてご説明させていただきます。資料2の、1ページ目、2ページ目については、今までお出しさせていただいた、2回目資料と変わりはありません。ただ将来的に書いてある、根崎、飯田、みどりの東を新設校の学区とした場合というのは、前回ご要望いただきましたので、今回お作りした資料になっています。新たな資料としてお出しするのが、3ページ目です。こちらは、まず、みどりの中央を当初の分割した場合で、みどりの南小学校の学区から飯田、根崎、みどりの東を谷田部南小に変更し、今までお出しさせていただいた資料の人数から、その三地区分を差し引いて、少なくなった人数になっております。それは2ページ目と比較していただくと、人数の差が出ていると思います。4ページ目、5ページ目については、今まで通りこちら変わりはありません。みどりの中央をみどりの学園とした場合の、みどりの南小学校の人数で、6ページ目が、みどりの南小学校から飯田、根崎、みどりの東を谷田部南小に、学区を変更した場合の人数になります。5ページ目と6ページ目を比較していただくと、人数が減っているようになります。この5、6ページ目の人数の差と、2、3ページ目の差は、同じ三地区

のため同じ人数になっております。7ページ目が、その三地区を谷田部南小学校に変更した場合、谷田部南小学校が今後どうなるかという人数になっております。ここで、一番下を見ていただきたいんですが、「赤字は」という文言がございます。7ページ目の、谷田部南小を見ていただくと、令和4年度からクラス数が赤くなっている部分がございます。15年度も同じようになっています。これは今般、国の方で、1クラス35人学級を2025年度に完全実施、それまでは徐々に学年を上げて実施していくということを鑑みて、クラスを当てはめております。例えば令和4年度の3年生39人というのは、現行では1クラスですが、35人学級を実施しますと、2クラスになるということで、1クラス上がる計算をしてあります。そのため合計クラス数も上がっております。以上の形でいくと、令和5年度以降、10クラス以上ということになりますが、現状として、谷田部南小は10クラスまでが対応可能、それ以上は対応できない状況です。谷田部南小には谷田部幼稚園が入っていますので、10クラス以上の場合には、谷田部幼稚園を谷田部南小から移転、もしくはどこかに移動していただかないと教室の確保ができないという状況にあります。続いて資料3。こちらは、前回ご要望のありました、荃崎第三小学校と谷田部南小学校の開校年度及びピーク時の年度人数、それと現在の人数ということで記載しております。該当する谷田部南小学校については、昭和63年4月の開校になりまして、ピーク時が、平成4年5月1日の13クラス、328人。現在は、89人、7クラスとなっております。続きまして、資料4になります。今回の開催前に、要望書が提出されましたので、こちらを資料として、今回お出ししております。続きまして、資料5になります。前回お出しさせていただいた新設校の学校に関するご意見が、前回の11月17日以降、市の方にお寄せいただいたご意見を前回と同じような形でまとめさせていただいたものになります。続いて資料7になります。個人の方からいただいた要望書になります。この方は、前回の時にお出しさせていただいた資料の方と同じ方から追加

でいただいた資料になりますので、今回もお出しさせていただきます。資料8は、後程担当の方からご説明させていただきます。資料9ですが、横版の地図になります。こちらの見方ですが、中心が、(仮称)みどりの南小学校・中学校の場所になります。文科省の補助金関係でいきますと小学校は4km以内、中学校は6km以内に学校を作ることが望ましい部分もありますので、(仮称)みどりの南小学校から4kmになる目安としてお作りするところだったんですが、3kmで、今のみどりの学園の学区をほぼ超えてしまう状況だったので、3kmで表示させていただいています。外側から3km、2km、1km、500m、100mという形で、学校からの半径を目安として今回、地図をお出しさせていただきました。それでは、担当の方から、資料8の説明をさせていただきます。

事務局：資料8につきましてご説明させていただきます。これは、みどりの学園北側などにまとまった公共用地がないということについての資料です。ご覧いただいているように、右側に凡例がありますが、ほぼほぼ、ある程度まとまった土地というのは、住宅用地として分譲されているというような土地になります。その中で、緑色の丸に白抜きの数字が、1から5とありますが、そこらはある程度まとまった土地ということで挙げているところです。その資料として、裏面をご覧ください。裏面に①ですと、面積が1,820㎡という形で、詳細が書かれているところになります。ご覧のように、大きな学校を作るに値するような大きな面積の土地は見当たらないという状況になります。ただ、地図の方にお戻りいただきまして、四角の1番は常磐道南側、紫のところですが、網掛けした部分、こちらは27,870㎡ある面積になっております。しかし、位置的には常磐道の南側ということで、今回、前回にお話された、北側というようなどころには一致しない状況になってございます。

会長：先ほどご説明のあった資料2で、飯田、根崎、みどりの東を谷田部南小学校の学区として、みどりの中央を分割したとしても、1ページの一番下の方に出てくる2,690名というような規模の学校になる。ですから、学校を分割

したとしても、2,690人の学校が、令和12年には見込まれるというようなことと、ご質問にありましたように、分割したとしても大規模校なのだから、もう一校建てるしかないんじゃないかというのは、資料4から要望が出てきますけれども、ここにも多数寄せられている意見であります。ということで、前回は話題になりましたけれども資料8で、どこかに土地がないのかというようなことで、回答していただいたんですが、学校用地として使えるような大きな用地として、公共用地があるのは、四角の1番で南の方にあるということで、望まれる北側の方には土地がないという説明なんですね。この審議会でも、毎回話題になるところですが、現状とするとこういう状況になっているご説明です。

事務局：今の説明で、補足させていただきたいと思います。四角の1番につきまして、27,870㎡あるんですが、こちらは茨城県所有の土地です。つくば市の方で、確保してくださいというようなことでお願いしている土地ではありませんので、いつ分譲されてしまうか未確定というようなところがございます。

会長：以上が教育委員会からの説明になりますが、その上で、皆さんからのご意見があればお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

委員：資料8について丁寧な資料ありがとうございます。こちらを拝見しますと、十分な用地ということですがけれども、既存のピンクがかったところと比べると、素人目には大変小さいのですけれども、こちらは、やはり小中一貫を作る目的でしょうか、それとも前回、声が出たように、小学校用地としてということでしょうか。

事務局：例えばですけれども、小学校用地としてどれくらいの広さがあればいいんだということで考えますと、概ね2ヘクタール以上は必要かなと考えております。中学校になれば、野球、サッカーという話になりますので、それよりも、もっと大きな土地が必要というように考えられるところです。

委員：ありがとうございます。要望書の資料7に詳細な案をいただいているん

ですね。地図とともにこの土地はどうかという。多分、出してくださった方はすごく真剣に調べていただいたと思います。今お示しいただいた資料8にはないものも多数含まれておりまして、こちらについても、可否を、今この場では無理だと思うので、これだけの反対意見があって要望が上がっているのも、何らかのご回答はいただけたらなと思うんです。すべての要望に回答というのは、現実的じゃないものもあるのかなと思うんですけど。多分このまま、ここに学校を作ります、みどりの中央はわけます、とって、納得される方が非常に少ないのと、そしてピークを迎えたときに、ほら言ったじゃん絶対になると思うんですね。実際、前に言ったのに、ほら溢れてるじゃんという声もありますので。ですから、学校をばかばか作るのはどうなんだというのがあるんですけど、学校は多分必要だと思います。資料8の地図で見ると、確かにないように見えるんですけど、例えば陣場とかはこの地図には入ってないんですけど、谷田部南小とか、谷田部小とかとの、活用と言ったら言葉が悪いのかもしれないですが、この地域の子供たちが皆、平常な教育を受けるためにももう少し広域に考えてもいいのかなという、これは個人的な意見です。この資料8の、もう少し国道354号線以北が大きく載って、その土地の有無というのも、教えていただきたいです。お願いいたします。

会 長：資料7については説明できますか。例えば、資料7の8ページに、みどりの学園周辺の新設地候補というのがあって、みどりの中央公園とか20番地とか25番地が書いてあって、8ページを読むと、③に校舎などを新設することが一番教室不足に対応する案として良いと思いますというようなご意見をいただいているんですが、そういうことが、教育委員会として可能なのかどうかというご質問になります。

事務局：ただ今お話にありました、要望書につきましてですけれども、例えば8ページのみどりの中央公園を学校用地として広げてはどうかというような話がありました。こちらは、都市計画決定がされておりまして、公園緑地や

公園の用地として、全体の何%という割合で、定められた基準に基づいて作っているということもありますので、この公園を潰した場合には、新たにその分の土地を見出さなければならない、という決まりがあります。そこは以前にも、内部で検討したことがあったんですが、その公園を整備するに当たって、やはり数億円というお金を国からいただいて整備しているということもありまして、それを、また戻すとなると、補助金の返還等も必要となってくることから、やはりこれは現実的ではないというようなことで、公園の転用は断念した経緯がございます。

また、11 から 12 ページにかけて、周囲の私有地について、いかがかなというところで、提案いただいている部分がございます。こちらの中で、やはり私有地を購入するとなると、なかなかそれ相応の時間がかかってしまいます。令和6年4月以降の開校となると、みどりの学園義務教育学校が、今回行っている増築工事を合わせても、なかなか対応が難しいという状況になってしまいます。こちらの私有地を用地交渉して買収、それから基本設計、実施設計を行って、工事するとなると、とても令和6年には間に合わないということから、こちらも断念しているという経緯があります。

事務局：先ほどの、みどりの学区を少し削って谷田部小や谷田部南小にというお話なのですが、適正配置計画を皆さんにお渡しさせていただいて、こちらの25ページに今後の谷田部小の児童推計が載っております。これでいきますと、谷田部小には、今後の開発地域も含まれている状況のため、令和8年に7教室増設予定していますが、それでも令和11年には教室が不足すると推計では見えております。そこにみどりのの学区を少し分割するということになる、谷田部小の今後の状況も含めて検討しなければいけないことになると思います。

会長：ありがとうございます。令和6年には間に合わないけど、それ以降であれば、私有地を買い取るような方向で、学校がもう少しできるのかどうかということと、あと、この地図で、今の学区に現れてこない北の部分はどうなんで

すかね。資料4のご要望のところに、先ほども出ましたように、この地域だと北のほうの人口が増えているので、この地域のさらに北の方の陣場辺りに新設校はできないのかというようなご提案もあるんですが、そういうことは可能なんですか。

事務局：ただいまのお話ですけれども、地区外についてはどうかというようなお話につきまして、まずはみどりの学園の学区ということで、あくまでもみどりの区内というようなことで考えていたということです。もし陣場とかその周辺地についてどうだということになってくると、また改めて内部で検討をしていかないと、この場でお話はしかねるところです。

委員：そもそもですけれども、今のままですと、結局どのように区切っても、このままだとこの新設校一校では足りないということに関しては、事務局の方のお考えはいかがでしょうか。

会長：この地域、みどりの学園義務教育学校は、第1回の審議会資料の諮問事案3の説明にありますように、平成30年は、合計が719人であったのが、令和2年は1,283人。倍増するのは2年後の令和4年で、さらに令和7年には3,300人で、令和8年には3,785人という、類を見ないほどの大規模化が一気に進む地域なんですよね。なので、委員がおっしゃるように二校だけだと、如何ともしがたいというのは、私も感じているところです。今回、区域割りということなので、学区のどこで線を引くかってことを議論していますが、それだと収まらないような感じの状態なんです。これが予測できないほどの規模で増加しているのかどうか、よくわかりませんが、現状とすると、8年間で5倍というような、とてつもなく子供たちが増えていて、土地がない現状になっているということですね。そこについていかがですか。

事務局：今ご指摘いただいているのは、十二分に理解をさせていただいているところであります。その学校用地という意味合いでいくと、先ほどご説明させていただいたように、学区の中でというようなのが一番最初にあったものですか

ら、ご意見としていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

委員：分かりました。学区を審議する場だということは重々承知しているのですが、ここでちょっと適当に引いて、足りなくなったから今度新設校を作った時に、谷田部からみどりのに移った子が、またみどりの南の新設校に移って、また移るみたいなことが起きるのが最悪だと思っているので。これまで幼稚園のこととかも、その場でこうやってきてしまったことが今出ているので、ここでちゃんと調べておかななくてはいけないのではないかなというのが、保護者の意見です。どうぞよろしく願いいたします。

会長：他にいかがでしょうか。

委員：今のご意見の通りだと思います。しわ寄せが、正にお子さんたち、父兄の皆さんに来てしまってこういう大きな問題が起こっている。学区の中で、これを何とかしようという考え方でやってるので、どうしても用地がないとかこういう問題になってくるんだろうなと。もう3回目ですが、参加させていただいても、この場で一体何を議論して何を導き出すのがこの会なのか、頭を悩ませながらずっと聞かせていただいています。だからやはり、市としての長期的な視野がないと、お子さんが増えるのは間違いないわけで、これだけの学校用地を買うというのもまた至難の技、方法ですから、やはり学区に縛られず、その周辺地区も含めて学校用地を将来的にどういうふうに考えていくのかという、長期的なビジョンは必ず必要なわけです。この資料7番の方、すごくこんなに細かいこと、どなたが書かれたかわからないのですが、やはりみどりのが足りないのであれば、陣場の地区も一つ検討しなければいけないと。この資料8番で出していただいたこれも、要は茨城県が持っている土地の一覧みたいなもので、ここだったら茨城県が相手だから取得しやすいということで、こういう資料が出てきているんだと思います。ただ見てみると、みどりの東の大きなここぐらいしかもう候補地がないと、じゃあどうするんだっていう話になるわけで。であれば、やはり陣場も含めて、長期的には考えていかなければい

けない。この資料8の西谷田川ですね、ここが地区とすると、島名福田坪で陣場になりますけども、ちょうどこの西谷田川と書いてあるあたりは確か、茨城県が所有する誘致施設用地になっていると思います。やはり、この辺は今の段階から、候補地として考えていく必要がある。将来的に、陣場とみどりの1丁目、2丁目辺りをどう統廃合していくのかということも含めて考えていかないといけないと思います。ぜひ、市の方には地区の中でどうしようという、今回の主旨が地区の審議委員会だからそうなるんだろうと思いますけども、それをやっていかないと、その地区のお子さんたち、父兄さんに大きなストレスがかかってきて、これだけ大きな問題になるということになると思います。学校がいずれ必要になるというのは、これはもう誰が見ても明らかなことなので、ぜひ用地は、早め早めにこの茨城県が所有する陣場の誘致施設あたりも含めて、ぜひ検討しておいていただいて、こういう時に、みどりの外だからちょっとまだ分かりませんということではなくて、ここもこういう状況ですというのを、ぜひ答えていただけると、より良いのかなと思います。これは意見です。以上です。

会 長：この地域について、結論がそう簡単には出ないと思いますので、今回も色々ご意見をいただいて、教育委員会の方で検討していただくということになりますので、ご意見があればどうぞお出しください。

委 員： 皆様のご意見聞いていると、土地がないとか、そういうところにどう学校建てるってことですが、私の個人的な意見なのですが、将来的に増えていくということになれば、つくば市は小中一貫教育をあげていますが、前から出ているように、例えば小学校中学校を分離して、現在も分離している旧地区もあります。そういうことを視野に入れないと、小中学校一緒の用地となると、例えば2,400人ぐらいということですね。ただ、中学校だけですと653人ということになるので、例えば、将来的にはできるかどうか分からないですが、本来であれば小中一貫だから、同じ敷地内にあるのがベストですが、ただ

こういう状況になってきて、土地がない、どうしようもないとなれば、分離をして中学校を作っていくようなことも、視野に入れていかないと、結局どこで学区を切ってもいっぱいということがあります。もし、そういうことが可能であれば、土地の問題にもなりますが、同じ敷地の中に小中がなくてはいけないということではなくて、考えていくことが必要なのかなということを感じました。以上です。

会 長：ありがとうございます。他、いかがでしょうか。では、ここで一旦切らせていただいて、この案件が私もどこに着地点があるのかよくわからないという非常に難しい案件なので、後でまたご議論いただくとして、次に移りたいと思います。議事の第3号、研究学園小学校、研究学園中学校新設に伴う通学区区域等について、ご意見をお願いします。これについては、最初に事務局の方から資料の説明をしていただきましょうか。

事務局：それでは改めてご説明させていただきます。資料1、先ほど少しご説明させていただきましたが、研究学園4丁目を学園の森の学区案から、新設校の学区案とした場合の今後の人数になっております。1ページ目が、諮問1として前回お出しさせていただいた人数に、9年度、15年度を付け加えております。2ページ目も同じように、9年度、15年度を付け加えさせていただきましたが、15年度の小学校の部分について、3、4、5年生を、一学級35人で計算したときに、今までは2クラスでしたが、3クラスの赤字になりますので、3学年合わせて、3クラス増えるような形に、今回修正してあります。続きまして、3ページ目、4ページ目が皆さんに新たにお渡しする資料でございます。4丁目を新設校とした場合ですので、学森から4丁目を差し引いた人数が、7年度までと、9年度、15年度版を作っております。4ページ目が、同じように今度は研究学園小学校に4丁目を入れた場合になりますので、例えば、2ページと4ページを見ていただきながら、実際に比較していただくと、7年度で見ますと、4丁目がなかった場合は、小学校分だけで613名、これが

入りますと 1,034 名ですので約 400 人近く増える形になっております。続きまして、資料 6 になります。こちらは、学園の森義務教育学校さんで、保護者さんに実施していただいたアンケートの結果になります。題名の通り、新設校に伴う学区変更に関する意向調査結果ということで、個人から出していただいて学校さんが集計した時に、個人の名前等が記載されていたので、米印にありますように個人が特定されるような文言等は今回削除しております。学区案についてということで、町名ごとに、それぞれご意見を出していただいたのが、一番最後のページ見ていただいて、この 4 丁目の最後の方で 233 件です。学区案だけでなく、このアンケートについて意見を出された方が 2 件ほどありましたので、件数として 235 件という形のとめになっております。

会 長：ありがとうございます。学園の森については、最初に出された資料だと、事務局の案ですと、分割後の義務教育学校の子供の数が、令和 7 年度だと 2,400 人で、分割後、新しくできる小中学校の合計が 842 人というふうになっていたもので、分割した割には義務教育学校の人数が 2,400 人にもなってしまっているところが、何か課題として残るかなということで、今回、研究学園 3 丁目については、新設校に行くということになっていますので、4 丁目のところを、仮に新設校にした場合はどのように数字が変わるのかというものを出していただいたということになります。もう 1 点の資料 6 についてですが、これは、どういう形で調査したのか、結果だけしか出ていないので、何を聞いたのかというのがわからないので、何を聞いたのかというのがわかりますか。

委 員：資料 6 についてですが、事務局の学区案をまず提示しまして、そちらを見て、どのように思いますかという、そういうような質問です。それぞれの地区で、それぞれの思いがあるでしょうから、そういうような形の質問とさせていただきます。

会 長：はいありがとうございます。というような形で、この審議会で出た資料を見ていただいて回答していただいたという意向調査の結果をまとめてい

いただいているということです。これも見ながら、ご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員：私の方から、前回第2回審議会で、速報としてお伝えしました保護者アンケートすなわち、11月に学園の森義務教育学校保護者向けに実施した新設校開校に伴う学区変更に関する意向調査について、この場をお借りして報告がございます。本調査に関しては、ウェブにて実施をしましたが、一部でフォーム設定に問題があり、広く公平に意見を集約するに至りませんでした。従って、前回第2回審議会で速報とした11月実施の意向調査は、無効とさせていただきます、再度調査を実施しましたので、報告させていただきます。第2回審議会でお伝えした速報が無効となったことで、学区審議会事務局や審議委員の皆様はもちろん、学園の義務教育学校保護者の皆様には混乱、ご心配、ご迷惑をおかけしましたこと、この場をお借りして、関係各位に対して深くお詫び申し上げます。なお今月、再度意向調査を行いましたので本日、その結果をお手元の資料6として提出いたします。皆様改めまして、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

会長：他にいかがでしょうか。

委員：資料6の方を見ていくと、まず、その4丁目を今回新設校に入れた時の数字が出てきているんですけども、実際、4丁目の方の住民の意見としては、大通りを超えていくのは、危ないとか、今の学園の森という意見が多いと。あと、僕これ何回か言わせていただいているんですけども、先ほど言われていた通りに、なぜその学区内で話を進めようとしてるのかと。僕は、春日の方とかですね、例えば学園の森であれば、学園の森3丁目とか5丁目とか、その辺を春日の子供たちが減っているんで、その当てはめた数値を出してもいいんじゃないかなということも考えてますし、過大校である部分についてはなるべくその周辺地域を含めた検討をぜひしていただきたいと思っています。

会 長：委員からは前回にもそういうご発言を承っておりますので、それはもちろん検討させていただきたいと思います。ただ、その学区案自体を、春日も入れた感じでやるということも可能ですか。

事務局：前回、こちらで、どの地区にしますかということで、研究学園4丁目ということで、お話が出たため作成をいたしました。今のお話とすると、春日にということで考えるとすると、現行の学園の森を分けた今回の案でいくと、4丁目が学園の森の場合人数が多いということで、ではその多いところを、春日に振り分けるとすると、実際どこの地区なんだろうと考えることが必要なのかなど。今、この資料で見ていただくと、1ページ目と2ページ目で、研究学園4丁目が学森の場合ですけども、7年度では2,400人と800人となります。学森の2,400人を減らすのに春日に学区変更するとなると、どの地域かということを考えなければいけないこともあると思うんです。これは多分みどりのと同じような状況になるのかなど。4丁目を、新しい学校にした場合はこの人数は1,800人と1,400人なので、1ページ2ページ目からすると、人数差は、減るような形になりますが、では同じように春日に行くことを、例えば駅前の方の、研究学園5丁目を春日ということ考えた場合に、今このアンケートの中では、4丁目の方は学園の森がいいかなっていうご意見があり、もしそのまま学森で行くというのは1ページ2ページ目の方の案になります。その場合に、研究学園5丁目を春日にした場合には、1ページ目の人数は減らないような形になるので、減るのは2ページ目の842人が減るという形になる。そうすると先ほどの2,400人という数値は、春日に5丁目を移動しても減ることがないということになるので、そういったことも含めて、ここでは仮で4丁目が出ていますけれども、春日にした場合に、どこが今度は減るかということも考えなければいけないのかなという気はしています。

委 員：確かに、研究学園小学校中学校を、今回は学森の分割なので、一番春日に近い5丁目が新設校に入っているんで、人数は変わらないんですけども、例

えば学園の森3丁目1番地から13番地、飛んで32番地から50番地。飛んでいる場所があるんですね。この飛んでいる部分は春日学園なんですよ。そうすると、3丁目、新設校に全く関係ない場所なんですけれども、そういうところも含めて学園の森の大規模校化を少しでも防ぐというような案もあるのかなと考えています。新設校の学区割りなので、ここで話をする場ではないのかもしれないんですけども。

事務局：ご意見ありがとうございます。確かに学園の森3丁目は、住所地で割っております。ところが、学園の森ができたときに、指定はそれぞれしたんですけども、それぞれの学校に行けるようにということで、学園の森になっているところも春日に行けるようにしている状況で、この人数なので、もしご意見に基づくとすれば、指定学校変更を取り崩して、全部を春日にするというような形を考えて、あとは、今後の学園の森の人数の動向も見て、考えをどうするかということだとは思いますが。現状、どちらでも行ける状況の中で、春日を選んでいる方が少ないという場合であれば、その辺が今どうかなっていうのをもう一度改めて見なければいけないことかとは思いますが。

委員：研究学園4丁目を新しい学校の学区にすると、ということがここで検討されて、なるほどこれを入れますと、数字は、まずまずの数字になると思うんですね。それはわかるんですが、実態として4丁目の地域から見ますと、学森の学校が見えるわけですね。ですから、非常に距離的に近いし、安全な通学路があるという、そういうイメージがあると思うんですね。ですから、そのことがこのアンケートの中に出ていると思うんです。この数字を考えてみたんですが、言い過ぎかもしれませんが、数字あわせしているのかなと。つまり素人が見て、どういう数字が適正な規模なのか、それは私なんかにはちょっとわからないんですね。その辺から考えて、教えていただきたいなど。

会長：そうですね。それは結構基本的な問題なので、前の答申の適正規模についてちょっと説明していただけますか。

事務局：適正規模についてですが、学校等適正配置計画指針という第1回に皆さんにお渡しさせていただいたこちらの中で、国の適正規模、及び県、そしてつくば市としてはどういった規模が適正かということで記載しております。ページ数につきましては、7ページ右側の下のところになっております。国が示す学級規模は40人編製の学級を基準とし、小学校・中学校それぞれの学校規模は12学級以上18学級以下ですので、小学校でいえば学年2学級から3学級、中学校で言えば学年4から6学級ということになります。義務教育学校については、18学級以上27学級以下を標準としています。これは国ですので、茨城県としては、小学校は12学級以上中学校は9学級以上を望ましいとしています。では、それをもとにつくば市はと言いますと1学級40人以下で、学校規模が小学校は学級12から24、つまり学年2から4。中学校においては、学級数12から18、学年4から6というのを標準規模校としております。また、施設一体型小中一貫校の標準規模に関しては、様々な特性、学習指導対応の観点等を考慮して、学級数18から45、学年2から5学級を標準規模校とします。ただし、地域の実態、その他特別な事情により、17学級以下もしくは46学級以上であっても許容されることがありますというのが、標準規模校というのでつくば市として考えている部分です。先ほどのご意見があった通り資料で見ると、人数差がそうないねというお話だったんですが、これは前回人数差がありすぎるので、4丁目あたりがまず移動してみるとどうなるかということで、お出ししている資料なので、移動したから今回こうなりましたが、これを4丁目に戻して違うところを移動という形になれば、また人数差は違う状況なので、あくまで今回は両方に近いところを検討し、お出しした資料になります。

会長：ですから、前回の答申だと、義務教育学校の場合は45学級までが適正な範囲というふうにしたんですが、すでに超えているというのが現状なんです。ただ、一概には言えなくて、委員が先ほどおっしゃったように、4丁目

については、まっすぐ行けば、義務教育学校があるのに何で新設校にするんだというご意見は当然あります。そういうご意見が、この4丁目の方々に出ているというのは、それはその通りなんです。ただ、学校の規模で言うと、45学級というのが一応適正な範囲にしているのを、このままだと非常に大きな学校になってしまう。人気があるというか、わざわざその学校に行こうと思って土地を買った方もいらっしゃるすると、一概に多いからといって、機械的に移っていただくのはどうかっていうようなところが難しいところですよね。上限は45学級というふうに一応設定をしていることはご理解ください。この件についても、今回決着するということがなかなか難しいと思いますので、ご意見を出していただいて、また教育委員会の方で検討していただきますので、先ほど仰ったように、例えば春日の方にも行けるようにするっていう手はあると思うんですよね。あまり大きくなってしまいうという現状を、住民の皆さんに説明して、だったら私の子供を春日に通わせたいというご家族がいらっしゃるかもしれませんし、4丁目についても、今まで同様の学区としたとしても、義務教育学校が大きいということであれば新しい学校に移りたいという方は移るようにするというような方策もあるかもしれません。

委員:伺っていると、先ほどまでの議論と少し違うのかなというのをまず感じています。つまり、もともとの諮問案が、研究学園4丁目は、学森の方に含んでいるという議論に対して、その学校が大規模化するから、見直すかという議論になっているわけです。先ほどのみどりの場合は、みどりの原案の学区域に対して、それでは困るという意見が出ているので、そこをまず、同じような形で考えるべきなのかどうかということで、4丁目も、今回、次の案としても研究学園に行ったら、ということに対して4丁目の方がどう思っているかという議論で進めていかないと、何か諮問に対して解決していくという議論が全部飛んでいってしまうのは、なかなか議論を進める上では難しいのかなということは、一つ感じております。それからもう一点は、学区の柔軟性とい

うのは非常によくわかるんですが、この学校の地域に関しては、ご存知の方が多いうに、その柔軟性をもたらすことが色々と課題が出てくる。もう少し具体的に言うと、ご存知の通り、春日学園の時も葛城小をどうするか、というところで、学校が出来るときに苦労されているし、学森にしても、沼崎ですか、そちらの東光台の方の子を、受け入れるということがあって、それが結果的に過大校になっている。その線引きを、柔軟にすることが本当に学校運営という観点から言ったときに良いのかどうかという、もちろん学校ですから、来たお子さんを受け入れて、その中でベストのことをやってくださってはいるんですが、その線引きをあまり柔軟にすると、目に見えない課題が出るし、それだったら、全部学校選択制にすればいいんじゃないかみたいな極論まで行きかねないので、この地域をあまり緩くするっていうのは、少し慎重に考えたほうがいいのかと思います。もう一点。仮に、今学園の森3丁目の話にすると、春日にまた戻すのかという議論も当然出てくるので、しかも9年間の義務教育学校なので、当初に春日に入った子が、学森に移って、後期課程に行くときに、また春日に行くのか、という問題も何人かは該当する可能性もあるということで、そこは今後の議論の中で慎重にしていただければいいのかと個人的には思っております。

会 長：ありがとうございます。それぞれの地域で特性があるので、無理に変えていくっていうのは、確かに大分危険が伴うと思いますので、それであればあまりいじらない方がいいかなっていうような印象も受けました。他はいかがでしょうか。もしなければ、戻りまして、みどりの、それから香取台についてさらにご意見があれば承りたいと思いますが、いかがでしょうか。それでは、これで皆さんの方で、各地に戻っていただいて、ご意見の取りまとめもお願いしたいと思います。次回から、徐々に答申に向けてまとめていかなければいけませんので、事務局の方で、次回は何らかの形で今までの議論をまとめたものを出していただくということによろしいですか。

事務局：わかりました。

会 長：特に、みどりのについては、先ほど委員からもあったように、何を議論すればいいのかというその枠の設定自体が、今までの議論だと答えが見つからないような感じのところもありますので、もう少し何か、実際的な、保護者の方が仰っているように、これで説明会に行ったとしても、受入れる案ができるのかどうかと、大分疑問の点もありますので、そういうところも含めて原案を検討していただきたいと思います。それでは事務局の方にお返ししてよろしいですか。

事務局：はい。会長ありがとうございました。それでは次回につきましては、2月9日火曜日、午後2時からを予定しておりますが、改めてご案内させていただければと思います。よろしく願いいたします。それでは長時間に渡りまして、慎重なご審議等ありがとうございました。これをもちまして第3回学区審議会を終了させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

#### 4 閉会